

高知くらしの護身術

396

電気通信事業法改正

事業者^①に義務や禁止事項

(2016年5月24日掲載原稿)

インターネット接続サービスなどの電気通信サービスに関して定めた、電気通信事業法が一部改正され5月21日に施行されました。

背景としては、「事業者から受けた契約内容の説明が理解できないまま契約した」「電話勧誘を受け契約したが、クーリングオフできないか」「事業者が都合のいいことしか説明しなかった」などの相談が多数寄せられたことがあります。

主な改正内容は、以下のとおりです。

(1) 事業者は、会社の名称と連絡先を明らかにし、通信料金や経費、契約の変更や解除に関して、消費者が理解できる書面を交付して説明するよう義務付けられました。

特に、携帯端末等の契約を条件とした通信サービスの複雑な料金割引については消費者に仕組みが分かりやすく表示された図で示す事が義務付けられました。

(2) 事業者との契約締結後に作成交付された書面を受け取った日から8日間は、利用者から一方的に契約を解除することができる初期契約解除制度が導入されました。

インターネット接続サービスなどの固定通信に関しては販売形態を問わず対象となり、携帯電話などの移動通信に関しては、訪問販売や電話勧誘販売などが対象となります。

ただし、無条件で解約できるクーリングオフとは違い、契約を解除する時にはそれまでに受けたサービスの対価など、費用が発生することもあります。

(3) 契約に関する事項で利用者の判断に影響を及ぼす重要な事項について、事業者が故意に事実を伝えないこと、事実と異なる虚偽の説明を行うことが禁じられました。

法の一部改正により消費者保護が図られますが、消費者の方も事業者の説明を十分に聞き、理解し納得するまで契約しないことが重要です。契約する気持ちがなければはっきりと断りましょう。